

令和 7 年 9 月 30 日
区役所 4 階 庁議室

荒川区男女共同参画社会推進区民会議〔第2回〕

1 議題

- (1) 計画の素案について
- (2) パブリック・コメントの実施について
- (3) 今後の予定について

2 資料

- 資料 1 荒川区男女共同参画社会推進計画（素案）概要版
- 資料 2 荒川区男女共同参画社会推進計画（素案）
- 資料 3 第1回荒川区男女共同参画社会推進区民会議 会議録
- 資料 4 第1回荒川区男女共同参画社会推進区民会議における主な意見と対応
- 資料 5 パブリックコメントの概要

第3回荒川区男女共同参画社会推進区民会議は、令和8年1月9日（金）午後3時～5時に開催を予定しております。よろしくお願いいたします。
(会場 荒川区役所4階庁議室の予定)

誰もが自分らしく生きることができる 社会の実現を目指す実行プラン

荒川区男女共同参画社会推進計画（第6次）素案【概要版】

計画策定の目的

誰もがかけがえのない存在として人権が尊重され、自由で多様な生き方を選択できる社会の実現は、すべての人々の願いであり、区民一人ひとりが幸福を実感できるまちを目指す「荒川区基本構想」の基本理念でもあります。

こうした社会を実現するには、性別、年齢、国籍、障害の有無、性的指向・性自認、立場等にかかわらず、互いを尊重し、個性と能力を十分に発揮できる環境を整備することが不可欠です。本計画は、関連法に基づき、区政全分野で必要な施策を総合的に推進する実行計画です。

計画の期間

令和8年度から令和12年度までの5年間

計画の位置づけ

本計画は、男女共同参画社会基本法に基づく市町村行動計画であり、荒川区基本構想や基本計画を踏まえつつ関連計画と連携し、推進します。あわせて、DV防止法、女性活躍推進法、困難女性支援法に基づく市町村計画も包含しています。

現状と課題

(1) 人権尊重と多様な生き方を認め合う意識の向上

男女平等意識の浸透や性的マイノリティへの理解促進、暴力根絶に向けた意識啓発を進め、相談体制や教育活動を通じて、多様な人々が尊重され安心して暮らせる地域づくりを推進する必要があります。

(2) ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶・困難を抱える女性への支援体制の整備

DVや交際暴力を含む人権侵害を防止し、相談窓口や教育現場での啓発を強化するとともに、複合的な困難を抱える女性に対して庁内連携による包括的な支援体制を整備する必要があります。

(3) 生活と社会活動の調和

仕事と家庭の両立や家事・育児分担の改善、子育て・介護支援の充実を進め、職場文化の改善や再就職支援、生涯にわたる健康支援、災害時のジェンダー配慮を通じて、ワーク・ライフ・バランスを実現する必要があります。

(4) 計画推進のための体制の整備

政策決定過程における女性登用や職員意識改革を進め、男女平等推進センターの機能強化と区民参画を促進し、統計に基づく「見える化」や協働を通じて、実効性ある推進体制を整える必要があります。

計画の基本理念

全ての人が自分らしく生きることができる 誰ひとり取り残されないジェンダー平等社会

男女共同参画社会の実現は、性別にかかわらず人権を尊重し合い、個性と能力を発揮できる社会を築く緊要の課題です。これは単なる男女平等にとどまらず、SDGs達成や社会の持続可能性に不可欠であり、区の取組もその一翼を担います。

本計画は「誰ひとり取り残されないジェンダー平等社会」と「区民の幸福・生きがいの実現」を基本理念とし、人権と多様性を尊重しながら、全ての人が自分らしく生きられる社会をめざします。これにより、区民の幸福実感を高め、持続可能でウェルビーイングを基盤とする地域社会を築きます。

計画指標

基本目標 人権の尊重と多様な生き方を認め合う意識を高める

| No | 指標 | 現状値 | 目標値 | 指標に関する説明 |
|----|---------------------------------|------------------|-------------------|---|
| 1 | 人権意識 | 80.9% (令和元年度) | 100.0% | 区政世論調査における人権に関する調査項目。「十分守られている・十分ではないが守られている」と回答する割合 |
| 2 | 男女の地位の平等意識(社会全体) | 17.2% (令和6年度) | 30.0% (令和12年度) | 区政世論調査における男女の地位の平等に関する調査項目。「平等になっている」と回答する割合 |
| | 男女の地位の平等意識(学校教育) | 61.6% (令和6年度) | 75.0% (令和12年度) | |
| 3 | 性的マイノリティに対する地域社会の理解が進んだと考える人の割合 | 47.6% (令和6年度) | 60.0% (令和12年度) | 区政世論調査における性的マイノリティに関する調査項目。性的マイノリティに対する地域社会の理解「着実に進んだ・一定程度進んだ」と回答する割合 |

基本目標 ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶 困難を抱える女性への支援体制を整備する

| No | 指標 | 現状値 | 目標値 | 指標に関する説明 |
|----|--------------------------------------|------------------|--------------------|---|
| 1 | 配偶者や交際相手等の間でのあらゆる暴力について、暴力に当たると考える割合 | 70.4% (令和6年度) | 100.0% (令和12年度) | 区政世論調査における配偶者や交際相手等の間の行為に関する調査項目。すべての暴力行為について「どんな場合でも暴力に当たる」と回答する割合 |

基本目標 生活と社会活動の調和を図る

| No | 指標 | 現状値 | 目標値 | 指標に関する説明 |
|----|---------------------------------|------------------|-------------------|---|
| 1 | 仕事・家庭生活、個人の時間の調和が取れないと感じている人の割合 | 12.7% (令和6年度) | 25.0% (令和12年度) | 世論調査における仕事、家庭生活、個人の時間の理想と現実に関する調査項目。現実の仕事、家庭生活、個人の時間について、すべての調和がとれていると感じている人の割合 |
| 2 | 男女の地位の平等意識(職場) | 25.8% (令和6年度) | 40.0% (令和12年度) | 世論調査における男女の地位の平等に関する調査項目。「平等になっている」と回答する割合 |
| 3 | 家庭内で家事労働が家族で分担できていると感じている人の割合 | 24.5% (令和6年度) | 40.0% (令和12年度) | 世論調査における家庭内における役割分担意識に関する調査項目。家事(炊事・洗濯・掃除など)が家族で分担できていると回答する割合 |

基本目標 計画推進のための体制を整備する

| No | 指標 | 現状値 | 目標値 | 指標に関する説明 |
|----|--------------------|------------------|--------------------|--|
| 1 | 女性委員のいる審議会等の割合 | 91.6% (令和6年度) | 100.0% (令和12年度) | 地方自治法(第202条の3)に定める附帯機関や地方自治法(第180条の5)に定める行政委員会等に女性委員が所属している割合及び女性委員の割合 |
| 2 | 審議会等における女性委員数の割合 | 25.8% (令和6年度) | 40.0% (令和12年度) | |
| 3 | 区職員の管理監督者における女性の割合 | 32.8% (令和6年度) | 調整中 (令和12年度) | |

計画の体系

| 基本理念 | 基本目標 | 施策の方向性 | 施策 |
|--|--|---|---|
| <p>誰ひとり取り残されないジェンダー平等社会の実現</p> <p>全ての人があ自分らしく生きることができる</p> | <p>基本目標 人権の尊重と 多様な生き方を 認め合う意識を高める</p> | <p>1 人権尊重・ジェンダー平等の意識づくり</p> <p>2 多様性の理解促進と地域における協働の促進</p> | <p>- 1 (1) 人権尊重意識の醸成 (2) 子どもの権利擁護・男女平等教育の推進 (3) あらゆる機会を活用した広報 (4) 教職員等の研修の充実</p> <p>- 2 (1) 地域活動における男女の活躍の場の拡大 (2) 地域・社会活動団体との連携の強化 (3) 男女共同参画の学習機会の提供 (4) 多様な生き方への理解促進と相談体制の充実</p> |
| | <p>基本目標 ジェンダーに基づくあら ゆる暴力の根絶 困難を抱える女性への支 援体制を整備する</p> <p>配偶者等暴力及び被害者支援計画 困難な問題を抱える女性支援基本計画</p> | <p>1 暴力・ハラスメントの根絶と支援体制の充実</p> <p>2 生きづらさや困難を抱えた女性への支援体制整備</p> | <p>- 1 (1) 配偶者等からの暴力の防止と被害者支援 (2) 暴力被害等に関する相談体制の充実 (3) ハラスメントの防止</p> <p>- 2 (1) ひとり親家庭への支援 (2) 困難を抱えた女性への相談体制の充実</p> |
| | <p>基本目標 生活と社会活動の 調和を図る</p> <p>女性活躍推進法に基づく 市町村推進計画</p> | <p>1 ワーク・ライフ・バランスの意識醸成</p> <p>2 家庭における役割分担の見直し</p> <p>3 誰もが働きやすい環境づくり</p> <p>4 ライフステージに応じた健康づくり</p> <p>5 様々な人に配慮した防災対策の促進</p> | <p>- 1 (1) ワーク・ライフ・バランスの普及啓発のための仕組みづくり (2) 地域・社会活動への参画に向けた意識づくり</p> <p>- 2 (1) 家庭生活における男女平等意識の推進 (2) 多様な子育て支援</p> <p>- 3 (1) 安心して働き続けられる環境の推進 (2) 女性の活躍推進に向けた取組の支援 (3) 事業主団体等との連携強化 (4) 就労に関する支援事業の充実 (5) 起業・開業の支援</p> <p>- 4 (1) 健康づくりに関する情報提供 (2) こころや身体についての相談の実施 (3) 生涯を通じた健康づくりの推進 (4) 妊娠・出産・子育てに関わる支援</p> <p>- 5 (1) 多様な視点を入れた危機管理対策 (2) 多様なニーズに応じた災害時・緊急時の支援 (3) 災害時・緊急時における相談・支援体制の整備</p> |
| | <p>基本目標 計画推進のための 体制を整備する</p> | <p>1 区の政策・方針決定過程への男女共同参画の推進</p> <p>2 男女平等推進センター（アクト21）を中心とした 男女共同参画推進体制の充実</p> | <p>- 1 (1) 区の政策・方針決定過程への女性参画の促進 (2) 多様な区民意見の反映機会の充実 (3) 区職員の意識啓発と男女共同参画の取組の推進</p> <p>- 2 (1) 意識啓発・相談機能の充実 (2) 関係団体との連携及び区民意見を反映した運営の充実</p> |

第1回 荒川区男女共同参画社会推進区民会議 会議録

| | |
|-------|---|
| 日 時 | 令和7年7月28日(月) 14:00 ~ 15:30 |
| 会 場 | 区役所3階 特別会議室 |
| 出 席 者 | 権丈会長、小林副会長、椎葉委員、近藤委員、滝沢委員、笹委員、高田委員、松熊委員、飯田委員、上羽委員、中田委員、小堀委員 |

議事要旨

1 会議の開会

事務局より開会あいさつ

2 会長・副会長あいさつ

3 各委員より自己紹介

4 会議の公開について

事務局より、会議及び会議録の公開について説明を行った。

会議は、原則公開とする。

会議録は公開。内容確認は、事務局と委員長に一任する。

傍聴者の人数は5人以内とし、6人以上の場合は抽選とする。

委員会の開催は、公開・非公開にかかわらず、会議名、日時、場所その他必要な事項を事前に公表している。

5 議題1 荒川区男女共同参画社会推進計画（第6次）の改定について

計画改定の方向性と進め方について、事務局より説明

資料1、4に基づき説明

指標の状況について説明

資料5に基づき、説明

世論調査等の結果分析について

資料6に基づき、説明

国や東京都の政策動向について

資料7に基づき、説明

基本目標ごとの課題

資料8に基づき、説明

計画の体系について

資料9に基づき、説明

計画の基本理念の修正（ジェンダー平等を明文化）

計画の体系整理

- ・基本目標　は意識づくりと理解促進
- ・基本目標　は暴力の根絶と困難を抱えた女性への支援（新たに包含）
- ・基本目標　は生活と社会活動の調和としてワーク・ライフ・バランスや家庭における役割分担、健康づくり、防災対策等の各論として整理

質疑応答・意見等

会　長) 現行計画では施策が網羅的に設定されていたため、本改定により重点を絞り、重要な施策にフォーカスした体系に整理する方針である。

男女共同参画は、女性だけでなく男女双方、さらにはすべての人を対象とするべきだが、特に困難を抱える女性への支援が必要な場面では、その対象を明確に打ち出すことも重要だと考える。

計画の構成としては大きく変えていないが、中身には若干の変更があると理解した。困難を抱える女性の支援体制の整備、ワーク・ライフ・バランスや防災を含むライフステージ全体にわたる支援、家庭・地域でのあり方の見直し、施策のチェック体制の整備など、幅広く検討されている。

各委員より、日々の活動の中で重要だと感じていること等について意見を出していただければと思う。

委　員) 基本目標 の「政治の場における男女の地位」について、区政世論調査結果では男性優遇と感じる人が 81.6% と高い数値になっているが、この結果がどのような設問内容に基づいて出たものなのかを確認したい。

事務局) 区政世論調査の男女の地位に関する設問では、「次の分野で男女の地位は平等だと思いますか」という質問のもと、家庭、職場、学校、地域活動の場、政治の場、法律や制度、しきたりや慣習、余暇活動、社会全体の 9 分野について、各分野ごとに「女性が優遇」「やや女性が優遇」「平等」「やや男性が優遇」「男性が優遇」のいずれか一つを選ぶ形式になっている。政治の場では「男性が優遇されている」が 55.8%、「やや男性が優遇されている」が 25.8% と、他の分野と比べて圧倒的に高い割合となっており、この分野における課題の大きさを示していると考える。

会　長) この調査は内閣府の全国調査に準じた形式で実施しており、内閣府の調査においても政治の分野では「男性優遇」との回答が多く出る傾向がある。そのため、これは荒川区特有の問題ではないが、平等意識において政治分野の遅れを実感している人が非常に多いという現状があると感じている。

そのうえで、区としてこの課題にどのように取り組んでいくかが問われていると考える。

事務局)政治の場における男女の地位について、区では区議会において女性議員がまだ半数に達しておらず、また、管理職に占める女性の割合も約3割にとどまっており、依然として男性が多い状況が続いている。

区議会議員については直接的な働きかけが難しい面がある。一方、管理職については今後昇進する女性を対象に啓発も行っており、今後も着実に取り組みを進めたい。

また、審議会等への女性参画も区として積極的に働きかけ、女性比率を高めていきたい。こうした取組を支える体制整備が重要であり、参画拡大を計画に位置づけ、審議会や管理職への女性の参画促進、職員や管理監督者の意識形成を進めていきたい。

委員)推進体制の整備に加えて、区民意見の反映機会の充実も重要であり、特に多様な女性の声を聞く場を区としてしっかり設けていく必要があると考えている。

委員)資料8の基本目標に記載のある「ワーク・ライフ・バランスの実感や、望む子育てができる環境の実感の向上が課題である。」という点に関して、母親たちの声から深く共感した点がある。コロナ禍では育休中に余裕をもって子育てできた人もいたが、コロナ禍明けの今、できるだけ早く保育園に預け、復職を急ぐ状況がある。父親も協力的になってきているが、やはり小さい子どもの育児は母親に寄りがちで、保育園から帰宅した後の子育ての中心は母親が担っている場合が多い。そのため、ちょうどキャリアの節目となる30代半ばに、子どもの体調不良などで仕事に支障が出ることを考え、自ら重要なポジションを避ける選択をする母親も少なくない。こうした状況を変えるには、企業単位の取組も必要だが、行政が率先して取り組むことで社会全体を変える力になると感じている。

また、政治家の世界も、女性が出産や育児により選挙活動に参加しにくい環境が要因となって敬遠され、「自分には無理」と感じる女性が多いのではないかと考えている。

調査結果の数字はショッキングではあるが、その背景には女性自身が政治への参画を選びづらい現実もあると感じた。

事務局)区としても、30代の子育て世代の女性に負荷が集中している現状を認識している。国や都とも連携し、地域社会に向けてワーク・ライフ・バランスや男女共同で子育てを進める啓発を行っているが、区が直接取り組んでいるのは、区職員の男性育休取得の推進である。近年は20~30代の男性職員の多くが育休を取るようになり、1年間や半年間の長期取得者も増えてきている、ただし、短期間の取得者が多い点は課題として残っている。

こうした区の取組を対外的にPRし、家庭内での役割分担を共有する気運を地域全体で高めるため、地道に進めていきたいと考えている。

委員)子育てにおいて「母親じゃなきゃダメ」といった思い込みや個人的な事情を抱える方も多く、そうした状況が女性の負担を大きくしていると感じる。よって、少しでも頼れる機関や地域の支えがあるだけで、子育て世代の女性を取り巻く環境は大きく変わってくると考えている。

事務局)頼れる機関という点では、例えば「誰でも通園制度」など、個別の制度の整備は進んではいるものの、それで全ての課題が解決できるわけがないと感じている。そのため、区としては、相談窓口の整備や関係機関との連携など、全庁的な取り組みを進める必要があると考えている。

会長)政治の分野での男女格差が顕著に表れているが、その背景には働き方や生活のあり方など、さまざまな要因が複雑に関係している。そのため、幅広い視点から計画を立てていくことが重要だと感じている。

また、このような意見交換や提案の場を設けること自体が非常に有意義であると考えている。

委員)第6次計画では、「生きづらさや困難を抱えた女性への支援体制整備」を掲げているが、これを具体的にどのように進めていくのかを確認したい。たとえば、相談体制の充実として新たに窓口を設置するのか、あるいは現行の体制の中で相談窓口的な機能を新たに持たせていくのか。

事務局)現状、困難を抱える女性への相談体制は既に構築されており、特に子ども家庭部を中心に、就労や生活、暴力・ハラスメントなど多様な課題に対応できるよう、区の関係機関と連携した支援体制を整えている。今後は新たに施行された法律の趣旨も踏まえ、現行の体制をさらに充実させていく方針であり、相談窓口機能の強化を計画に記載している。

委員)自社では、女性に限らず、ストレスや悩みを抱える従業員への支援として、社内に臨床心理士を配属し、無料で気軽に相談できる体制を整えた。また、自社の行動計画の中で、男性職員の育児休暇や休業取得の促進に取り組み、目標を「取得率50%」に設定した。さらに、小学校3年生までの子どもの看護休暇の認知度も低かったため、周知を徹底するとともに、就業規則を改正して「看護休暇を有給とする」ことを明記した。加えて、パワハラ・セクハラ・マタハラに関する禁止事項を明文化し、企業としての明確な意思表示を行った。今回はSOGIハラスメントについても新たに項目を追加し、会社として認めない姿勢を示した。

会長)就業規則を改定し、内容を周知することで、職場の雰囲気が改善され、制度が利用しやすくなり、話し合いの機会が生まれたりする点は非常に重要

だと思う。明確な意思表示をすることが制度利用の促進にもつながると実感しており、特に L G B T 理解増進法に基づく国的基本計画も今後 3 年以内に策定される予定であることから、こうした取組はその普及・理解促進にもつながると考える。

委 員) 現行計画について実際の成果が数値として伸びていない点に課題を感じている。数値を改善するには、何かを変える必要があると考える。これまで他自治体において特に効果的だった改革には、明確なビジョンやモデルの提示があったことが共通しており、区においても国内外の先行事例やモデルとなる自治体、取り組みなどがあるなら、それを学び、取り入れる姿勢が重要だと感じている。たとえば、フルインクルーシブ教育を進める国立市のような先進事例を参考に学ぶ姿勢から始めることで、やがて荒川区らしい施策につなげられると考える。現時点で目指している先行事例があるかを知りたい。暴力や困難に対する支援では、被害者支援だけでなく、加害者側への支援・指導も必要であり、これがなければ問題の根本解決にはつながらないと考えている。暴力の背景には精神的ストレスや孤立があることも多く、臨床心理士などを活用した早期の相談支援や、コミュニケーション支援が必要だと感じる。また、困っていても「困ったと言えない」男性が多く、学校現場では男性教職員の孤立や限界が見えにくい傾向があると実感している。性別にかかわらず支援する視点が必要だと強く思う。大人に向けた啓蒙活動をすることにより、男性も女性も自分らしい生き方や働き方を選べること、その選択を行政が支援していくという明確な姿勢を打ち出してほしい。

事務局) 区としても、特に 2 3 区を中心に行き各自治体の男女共同参画の施策や計画を調査し、先進的な取組については注視している。ただし、男女共同参画は非常に幅広い分野にまたがるため、全体を包括するような「この自治体をモデルにする」といった明確な対象は現在のところ設けていない。分野ごとの優れた事例については、所管部局も含めて視察や研究を重ね、実際の取組に活かしたいという考え方である。

また、ご指摘のように、被害者支援だけでなく加害者側への対応も重要であるという認識のもと、区では令和 6 年度から「アンガーマネジメント講座」をアクト 21 男女平等推進センターで開始し、男性も対象とした講座を開催している。

また、大人への啓発についても非常に重要と捉えており、講座の開催や計画の P R を通じて、子どもだけでなく大人も自分に合った生き方や働き方を選べるような意識づけを継続的に進めていきたいと考えている。

委 員) 荒川独自のものを作るためにも、まず一つのモデルを参考にしながらイメー

ジの共有ができるようなビジョンを示していただけたとよいと思う。

副会長)具体的なモデル自治体の提示については、地域の特徴が違う中で、家庭であったり、職場であったり、地域活動にしても全て地続きになっているため、荒川区独自の積み重ねの中で時代の流れをとらえながら、今後も工夫や努力をしていきたいと考えている。

一方で、東京都の審議会における女性の参画率が小池都知事になってから20%代から40%近くになった実績があり、トップの考え方も重要だと考えている。本計画をどのようなビジョンで進めるかも議論しながら進めたいと考えている。

会長)改めて、基本理念と計画全体の構造を丁寧に共有しながら進めることが重要だと考えている。本計画では、大きな枠組みを設定しつつ、各部署が現場レベルで行っている多様な施策を包括的に整理し、相互に補完し合いながら進めていく体制が求められる。

その際、「男女」や「すべての人」といった包摂的な視点と、女性など重点的に取り上げる対象とのバランスが必要であり、実際には男性やその他の立場からの視点も含めた施策展開が重要だと考えている。

特に基本目標では、子育て支援が中心に見える一方で、介護や障がい、福祉全般といった区の中心的な領域については記述がやや薄く見える点が気になる。ライフステージ全体を見据える中で、子育てはもちろん重要だが、それだけに偏ると計画が人生の前半に限定された印象となる。今一度、計画全体の見え方に目配りし、バランスの取れた構成としてほしい。

また、前回の計画で基本目標に位置づけていた体制整備について、今回は目標として示されていないが、計画推進の基盤として引き続き重要な要素だと考えている。区が率先して職員の働き方や家庭の在り方でモデルを示すことは、区民への波及効果も大きく、審議会での女性参画率や管理職に占める女性の比率などの進捗については、これまで通りモニタリングし、継続的に報告していく体制が必要だと考えている。その点について、今後の扱いや報告方法について確認したい。

事務局)まず、計画の構成について、若い世代や子育て世代に焦点が当たっているように見える点、また福祉分野がやや薄く見える点については、見せ方に課題があると受け止めている。例えば、基本目標の「ライフステージに応じた健康づくり」は本来、全世代を対象にしているが、「家庭における役割分担の見直し」に関する記述では、子育て寄りの内容が目立つ傾向がある。そのため、偏りのないバランスの取れた体系となるよう、いただいた指摘を踏まえ、表現や構成の工夫を検討していきたい。

次に、「計画推進のための体制整備」については、現行計画では基本目標として掲げていたが、今回は～の目標を支える“下支えの要素”として位置づけ、区の「荒川区基本計画」の構成に倣い、整理したものである。ただし、体制整備を基本目標から外したからといってその取組を軽視するわけではなく、たとえば管理職に占める女性の割合などの重要指標は引き続きモニタリングを行い、進捗管理の中でしっかり可視化・報告していく方針である。必要な取組を後退させる意図はなく、計画上でも確実に取り組んでいく意向である。

6 今後のスケジュール等について

委員の皆さまより頂いたご意見等を踏まえ、庁内検討組織である男女共同社会推進委員会及び幹事会で骨子（案）等について検討を行い、第2回区民会議を開催したいと考えている。

開催日時については11～12月頃を予定。

7 閉会

第1回荒川区男女共同参画社会推進区民会議における主な意見

基本目標 人権の尊重と多様な生き方を認め合う意識を高める

| 意見の概要 | 意見に対する区の考え方 |
|-------|-------------|
| | |

基本目標 ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶 困難を抱える女性への支援体制を整備する

| 意見の概要 | 意見に対する区の考え方 |
|---|--|
| ○困難を抱えた女性への支援体制整備について、新設窓口か現行体制での対応か具体的進め方を確認したい。 | ○「生きづらさや困難を抱えた女性への支援体制整備」として反映 【基本目標 - 2】 |
| ○暴力支援は被害者だけでなく加害者にも必要で、ストレスや孤立に対する専門的な早期支援が重要。 | ○令和6年度より男性向けの「アンガーマネジメント講座」を開始するなど、個別事業で対応。 |
| ○性別を問わない支援と大人への啓発により、誰もが自分らしい生き方・働き方を選べるよう行政が支援すべき。 | ○「ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶・困難を抱える女性への支援体制を整備する」では、男女問わず支援について反映。 【基本目標】 ○「ひとり親家庭への支援」の中でも父子家庭を含めた支援について反映。 【基本目標 - 2 - (1)】 |

基本目標 生活と社会活動の調和を図る

| 意見の概要 | 意見に対する区の考え方 |
|---|--|
| ○母親に偏る子育ての負担は、支援機関や頼れる場の存在で大きく軽減できる。 | ○「家庭における役割分担の見直し」として反映 【基本目標 - 2 (1)】 ○「多様な子育て支援」として反映 【基本目標 - 2 (2)】 |
| ○相談体制の整備や男性育休促進、看護休暇の有給化に加え、各種ハラスメント禁止を明文化し、SOGI ハラスメントも含めた企業姿勢を示した。 ○就業規則の改定・周知による雰囲気改善と制度利用促進が重要であり、LGBT 理解増進法の国の基本計画にも資する取組である。 | ○「誰もが働きやすい環境づくり」として反映 【基本目標 - 3】 |
| ○基本目標3は子育てに偏っており、介護や障害などが薄いため、ライフステージ全体を見据えたバランスが必要。 | ○「家庭生活における男女平等意識の推進」の中で介護者への情報提供や支援について反映 |

| | |
|--|--|
| | <p>【基本目標 - 2 (1)】</p> <p>○「安心して働き続けられる環境の推進」の中で介護休業制度や介護等による離職をした方に向けた就労支援などについて反映</p> <p>【基本目標 - 3 (1)】</p> |
|--|--|

基本目標 計画推進のための体制を整備する

| 意見の概要 | 意見に対する区の考え方 |
|---|--|
| ○「政治の場における男女の地位」に関して、第6次計画(案)にどのように反映されているのかを確認したい。 | ○「区の政策・方針決定過程への男女共同参画の推進」の中で、「女性参画の促進」「区民意見の反映」「区職員の意識啓発」などとして反映 【基本目標 - 1】 |
| ○推進体制の整備と併せ、多様な女性の声を反映する場を区として設けることが重要である。 | ○「多様な区民意見の反映機会の充実」として反映 【基本目標 - 1 - (2)】 |
| ○女性がキャリアや政治を選びづらい現実が背景にあり、行政が率先して取組を進めることができ社会変革につながると指摘している。 | ○「区の政策・方針決定過程への男女共同参画の推進」の中で区民参加を通じて多様な視点を取り込む仕組みについて反映 【基本目標 - 1】 |
| ○前回計画で基本目標4に位置づけていた体制整備が今回は示されていないが、計画推進の基盤として引き続き重要である。 | ○「計画推進のための体制を整備する」を基本目標として再構成 【基本目標】 |

その他

| 意見の概要 | 意見に対する区の考え方 |
|---|---|
| ○成果が伸び悩む現状を踏まえ、先進事例の学習や加害者支援・男性支援を含む包括的な取組を進め、男女とも自分らしい生き方を行政が支援する姿勢を示すべきとの意見である。 | ○他自治体の先進事例を注視し、分野ごとに優れた取組を調査・研究して施策に活かしているが、特定の自治体をモデルとする方針は設けていない。 |
| ○荒川区独自の積み重ねを基盤に、トップの考え方の重要性も踏まえつつ、計画のビジョンを議論して進めたい。 | ○荒川区独自の積み重ねを時代に合わせて工夫し、トップの考え方の重要性も踏まえつつ、計画のビジョンを議論しながら進める。 |
| ○計画全体をバランスよく構成し、体制整備やモニタリングも含めて推進基盤を明確にし、男女や多様な立場を踏まえた施策展開を求める。 | ○「計画の進捗管理・評価」として反映 【第1章-4-(3)】 |

パブリックコメントの概要

意見の募集期間

令和7年11月中旬から12月上旬

対象

次のいずれかに該当する方

- ・ 区内在住、在勤、在学の方
- ・ 区内に事業所、事務所を有する個人及び団体
- ・ 本計画により影響を受ける個人及び団体

計画素案の配付先

- (1) 荒川区立男女平等推進センター（アクト21）窓口
- (2) 区役所4階 総務企画課窓口
- (3) 区役所地下1階 情報提供コーナー

意見の提出方法

- (1) 電子メール
- (2) 郵送
- (3) ファクス
- (4) アクト21へ直接持参

上記のいずれかの方法で提出していただきます。電話による受け付けは行いません。

寄せられた意見について

- (1) 計画への反映

寄せられた意見を考慮し、計画を策定します。

- (2) 意見に対する、区の考え方

個人が特定できない形で意見の概要をまとめ、それに対する区の考え方等とともに後日公表します。個別の回答は行いません。